

○独立行政法人福祉医療機構業務方法書

(平成 15 年 10 月 1 日厚生労働大臣認可第 1 号)

最終改正 令和元年 11 月 26 日厚生労働大臣認可

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)

第 2 章 福祉医療貸付事業

第 1 節 福祉貸付事業(第 4 条—第 21 条)

第 2 節 医療貸付事業(第 22 条—第 29 条)

第 3 章 経営の診断及び指導(第 30 条・第 31 条)

第 4 章 助成及び調査研究等(第 32 条—第 36 条)

第 5 章 退職手当共済事業(第 37 条—第 39 条)

第 6 章 心身障害者扶養保険事業(第 40 条—第 41 条の 2)

第 7 章 福祉及び保健医療に関する情報の提供等(第 42 条・第 43 条)

第 8 章 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業(第 44 条—第 49 条)

第 9 章 業務の受託及び委託の基準(第 50 条—第 55 条)

第 10 章 役員(監事を除く。)の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項(第 56 条—第 70 条)

第 11 章 競争入札その他契約に関する基本的事項(第 71 条)

第 12 章 補則(第 72 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この業務方法書は、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。)第 28 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)の業務の方法について、基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務の執行)

第 2 条 機構の業務は、通則法、独立行政法人福祉医療機構法(平成 14 年法律第 166 号。以下「機構法」という。)その他の関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行う。

(業務運営の基本方針)

第 3 条 機構は、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業の実施、福祉及び保健医療に関する情報提供により、福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図るものとする。

2 機構は、前項に規定するもののほか、厚生年金保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権(以下「年金受給権」という。)を担保として小口の資金の貸付けを行う。

3 機構は、厚生労働大臣の認可を受けた中期計画(当該計画を変更した場合にあっては、変更の認可を受けた中期計画)によるほか、通則法、機構法その他の関係法令の定めるところにより、業務の適正かつ効率的運営を期するとともに、その透明性の確保に努めるものとする。

4 機構は、厚生労働省及びその他の関係機関と緊密な連携を保ち、その業務を適正かつ効率的に運営するものとする。

第 2 章 福祉医療貸付事業

第 1 節 福祉貸付事業

(貸付けの相手方)

第4条 機構法第12条第1項第1号の規定に基づく貸付けの相手方は、次の表の「貸付対象施設」の欄の区分に応じ「貸付けの相手方」の欄に掲げる者とする。

貸付対象施設	貸付けの相手方
ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する保護施設 イ 売春防止法(昭和31年法律第118号)に規定する婦人保護施設	ア 社会福祉法人 イ 日本赤十字社
ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設(保育所、幼保連携型認定こども園及び児童厚生施設のうち児童遊園を除く。)	ア 社会福祉法人 イ 日本赤十字社 ウ 一般社団法人又は一般財団法人 エ 宗教法人
エ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人福祉施設(老人福祉センターを除く。) オ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者社会参加支援施設 カ 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する母子・父子福祉施設	ア 社会福祉法人 イ 日本赤十字社 ウ 一般社団法人又は一般財団法人 エ 独立行政法人福祉医療機構法施行令(平成15年政令第393号。以下「施行令」という。)第2条第1号に規定する医療法人(当分の間に限る。)
キ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害者支援施設	ア 社会福祉法人 イ 日本赤十字社 ウ 施行令第2条第6号に規定する一般社団法人又は一般財団法人
ク アからキまでに掲げるもののほか、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項及び第3項に規定する社会福祉事業に係る施設(児童厚生施設のうち児童遊園及び老人福祉センターを除く。)	ア 社会福祉法人 イ 日本赤十字社 ウ 施行令第2条第2号に規定する医療法人 エ 施行令第2条第3号に規定する学校法人 オ 施行令第2条第5号、第11号及び第12号に規定する法人 カ 施行令第2条第7号に規定する一般社団法人又は一般財団法人 キ 施行令第2条第10号に規定する法人(一般社団法人又は一般財団法人に限る。)
ケ 更生保護事業法(平成7年法律第86号)に規定する更生保護事業に係る施設	ア 更生保護法人 イ 一般社団法人又は一般財団法人
コ 施行令第1条第2号に規定する有料老人ホーム(以下「有料老人ホーム」という。)であって、厚生労働大臣の定める基準(平成17年厚生労働省告示第209号)第1号に該当するもの(以下「特定有料老人ホーム」という。)	ア 社会福祉法人 イ 日本赤十字社 ウ 医療法人 エ 一般社団法人又は一般財団法人
サ 有料老人ホームであって、厚生労働大臣の定める基準(平成17年厚生労働省告示第209号)第2号に該当するもの	ア 社会福祉法人 イ 一般社団法人又は一般財団法人 ウ 営利を目的とする法人(入居時からねたきり等により常時介護を必要とする者を、開設時より入居定員の20パーセント以上受け入れることを予定し、かつ、入居後介護状態となった者が一時的に介護を受けるための居室であって、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)第11条第3項第1号(同号イ、ロ、二及びリを除く。)に定める居室の設備基準を満たしたもの(介護状態にある者が常時介護を受けるための居室を含む。以下「一時介護室等」という。)の定員が25パーセント以上の有料老人ホームを設置し、又は経営する者に限る。)

	<p>エ 施行令第2条第8号の規定に基づき厚生労働大臣の定める次の者</p> <p>(ア) 健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、国民年金基金及び国民年金基金連合会</p> <p>(イ) 農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、水産業協同組合、労働組合、中小企業等協同組合(火災共済協同組合及び信用協同組合を除く。)、中小企業団体中央会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、商工会議所、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、商工組合、商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、商工会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、森林組合及び森林組合連合会</p> <p>(ウ) 宗教法人</p>
シ 施行令第1条第3号に規定する施設であつて、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号。以下「医療介護総合確保法」という。)第18条に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画(当該認定計画に従って整備される医療介護総合確保法第2条第4項第4号の有料老人ホームの延床面積が当該認定計画に従って整備される同項の特定民間施設全体の延床面積の2分の1以上であるものに限る。)に従って整備するもの	<p>ア 社会福祉法人</p> <p>イ 営利を目的とする法人(左欄に掲げる有料老人ホームについて、入居時からねたきり等により常時介護を必要とする者を、開設時より入居定員の20パーセント以上受け入れることを予定し、かつ、一時介護室等の定員が25パーセント以上の有料老人ホームを設置し、又は経営する者に限る。)</p> <p>ウ 一般社団法人又は一般財団法人</p>
ス 施行令第1条第4号に規定する施設であつて、医療介護総合確保法第18条に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画(当該認定計画に従って整備される医療介護総合確保法第2条第4項第4号の有料老人ホームの延床面積が当該認定計画に従って整備される同項の特定民間施設全体の延床面積の2分の1以上であるものに限る。)に従って整備するもの	
セ 有料老人ホームであつて、厚生労働大臣の定める基準(平成17年厚生労働省告示第209号)第4号に該当するもの	法人
ソ 有料老人ホームであつて、厚生労働大臣の定める基準(平成17年厚生労働省告示第209号)第5号に該当するもの	<p>ア 社会福祉法人</p> <p>イ 日本赤十字社</p> <p>ウ 医療法人</p> <p>エ 一般社団法人又は一般財団法人</p>
タ 施行令第1条第5号に規定する施設であつて、厚生労働大臣の定める基準(平成26年厚生労働省告示第129号)に該当するもの(安心こども基金管理運営要領(平成21年3月5日20文科初第1279号・雇児発第0305005号)、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱(平成30年10月17日厚生労働省発子1017第5号)又は子どものための教育・保育給付費補助金交付要綱(平成28年8月9日府子本506号)により整備するものに限る。)(以下「認可外保育施設(認可を得る見込みがあるもの)」といふ。)	施行令第2条第13号に規定する法人

チ 老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業、同条第4項に規定する老人短期入所事業、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業又は同条第7項に規定する複合型サービス福祉事業に係る施設	法人(社会福祉法人、日本赤十字社、一般社団法人、一般財団法人及び医療法人を除く。)
ツ 老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンター又は同法第20条の3に規定する老人短期入所施設	
テ 本表中のアからツ並びに第22条第1項の表中の「貸付対象施設」及び同条第2項に掲げる各施設において、雇用する労働者のために企業主導型保育事業費補助金実施要綱（平成30年6月14日府子本第655号子発0614第2号）に基づき設置される事業所内保育所(以下「事業所内保育所」という。)	<p>ア 社会福祉法人 イ 日本赤十字社 ウ 一般社団法人又は一般財団法人 エ 宗教法人 オ 医療法人 カ 学校法人 キ 更生保護法人 ク 特定非営利活動法人</p>

- 2 機構法第12条第1項第5号の規定に基づく貸付けの相手方は、次の各号に掲げる事業(以下「在宅サービス事業」という。)を行う者とする。
- (1) 身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につきその者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護を行う事業(次号に掲げるものを除く。)
 - (2) 身体上又は精神上の障害があることにより自ら入浴するのに支障がある者に対し、その者の居宅に浴槽を搬入し、使用させる事業であって、同時に入浴の介護を行うもの
 - (3) 主として日常生活上の便宜を図るための用具(専ら身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者(以下この号及び次項において「要介護者」という。)に使用することを目的として製作したものに限る。)を要介護者又は要介護者の介護に係る者に賃貸し、又は販売する事業であって、施行令第6条第3号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準に適合するもの
- 3 前項第3号に規定する用具は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 特殊寝台(使用者の背部又は脚部の傾斜角度を調整する機能を有するもの。)
 - (2) 車いす
 - (3) 床ずれ防止マット
 - (4) その他前各号以外の用具で専ら要介護者に使用されることを目的として製作したもの
- 4 機構法第12条第1項第6号の規定に基づく貸付けの相手方は、次の各号に掲げる事業を行う者とする。
- (1) 社会福祉事業施設の職員等社会福祉事業に関する事務に従事する者の研修事業
 - (2) 社会福祉事業施設の職員等社会福祉事業に関する事務に従事する者の福利厚生事業
 - (3) その他社会福祉事業の振興上必要と認められる事業
- 5 機構法第12条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号の規定に基づく貸付けにおける社会福祉法人の経営の高度化に必要な資金に係る貸付けの相手方については、前各項の規定にかかわらず、社会福祉法人とする。
- (貸付けの方法)

第5条 証書貸付を原則とする。

(貸付金の使途)

第6条 第4条第1項の表のアからケまで及びタからテまでに掲げる施設並びに在宅サービス事業に対する貸付金の使途は、当該施設の設置、整備又は経営に必要な資金で次の各号に掲げるものとする。
ただし、旧債返済資金又は転貸資金は融通しない。

(1) 設置・整備資金

ア 建築資金（賃借に要する資金を含む。）

イ 設備備品整備資金

ウ 施設の用に供するための土地取得資金

(2) 経営資金

施設の経営に必要な資金

- 2 第4条第1項の表のコからソまでに掲げる施設に対する貸付金の使途は、当該施設の設置又は整備に必要な資金（第4条第1項の表のセに掲げる施設については、スプリンクラー設備の設置に必要な資金に限るものとし、同表のソに掲げる施設については、施設の用に供するための土地取得資金を除く。）で前項第1号に掲げるものとする。ただし、旧債返済資金又は転貸資金は融通しない。
- 3 第4条第4項の規定による貸付金の使途は、第1項第1号に掲げる資金とする。ただし、旧債返済資金又は転貸資金は融通しない。
- 4 社会福祉法人の経営の高度化に必要な資金に係る貸付金の使途は、前各項の規定にかかわらず、経営資金とする。

（利率）

第7条 第4条の規定による貸付金の利率は、厚生労働大臣が別に定めるところにより、機構法第17条第1項の規定に基づく長期借入金の利率並びに独立行政法人福祉医療機構債券の利率及び発行の価額により計算して得られる当該債券の利回りを勘案して求められる第4条の規定による貸付けに必要な資金の調達に係る金利を基準として、その金利を下回らない範囲内で、政策融資上の必要性、銀行の貸付金利その他の事由を勘案し、機構の理事長が定める。

- 2 次の各号に該当する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、機構の理事長が別に定める。

- (1) 社会福祉施設等における耐震化整備のための貸付けを行う場合（当該整備事業につき国、都道府県、指定都市又は中核市の補助が行われるものである場合に限る。）
- (2) 社会福祉施設等におけるスプリンクラー設備の設置のための貸付けを行う場合（当該整備事業につき国、都道府県、指定都市又は中核市の補助が行われるものである場合に限る。）

（利子を徴しない貸付金）

第8条 平成24年度から令和2年度までの間において、「老朽民間社会福祉施設の整備について」（平成17年10月5日社援発第1005005号）、「老朽民間児童福祉施設等の整備について」（平成20年6月12日雇児発第0612001号）又は「養護老人ホームの整備について」（平成24年4月5日老高発0405第1号）の1に規定する対象事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、前条の規定にかかわらず、利子を徴しないものとする。ただし、当該整備事業につき国の補助（養護老人ホームにあっては国、都道府県、指定都市又は中核市の補助）が行われるものである場合に限る。

第9条 社会福祉法人が設置する社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定する社会福祉事業に係る施設のうち、「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」（平成17年10月5日社援発第1005011号）又は「養護老人ホームの整備について」（平成24年4月5日老高発0405第1号）の3に規定する改築対象施設の整備事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第7条の規定にかかわらず、利子を徴しないものとする。ただし、当該整備事業につき国の補助（養護老人ホームにあっては国、都道府県、指定都市又は中核市の補助）が行われるものである場合に限る。

第10条 「社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る独立行政法人福祉医療機構の融資について」（平成25年2月26日雇児発0226第4号・社援発0226第7号・老発0226第1号）の1に規定する移転整備事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第7条の規定にかかわらず、利子を徴しないものとする。

第11条 社会福祉法人が設置する社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定する社会福祉事業に係る施設のうち、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第4条第1項及び第3項の規定により国の負担又は補助の特例の適

用を受けているものであって、同法別表2に掲げる木造施設の整備事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第7条の規定にかかわらず、利子を徴しないものとする。

第12条 社会福祉法人が設置する社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定する社会福祉事業に係る施設のうち、「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」（平成17年10月5日社援発第1005016号）、「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」（平成20年6月12日雇児発第0612010号）、「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する老人福祉施設等の移転整備について」（平成22年7月23日老発第0723第4号）又は「養護老人ホームの整備について」（平成24年4月5日老高発0405第1号）の2に規定する対象事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第7条の規定にかかわらず、利子を徴しないものとする。ただし、当該整備事業につき国の補助（養護老人ホームにあっては国、都道府県、指定都市又は中核市の補助）が行われるものである場合に限る。

第13条 災害が発生した場合に貸し付ける設置・整備資金については、第7条の規定にかかわらず、利子を徴しないものとする。

（災害等の貸付け）

第14条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定に基づき、政令により激甚災害が指定された場合には、株式会社日本政策金融公庫の取扱いを踏まえ、当該災害についての特別の災害復旧資金の貸付けを行うことができる。この場合における当該資金の貸付金の使途、利率、償還期間、据置期間及び貸付限度額については、第6条、第7条、第16条及び第17条の規定にかかわらず、機構の理事長が別に定める。

第15条 削除

（償還期間及び据置期間）

第16条 第4条の規定による貸付金の償還期間は、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法等による高台移転整備事業のための貸付けを行う場合にあっては、機構の理事長が別に定める。

（1）設置・整備資金

- ア 耐火構造による建築資金（附帯施設等の整備資金を含む。） 30年以内
- イ 耐火構造以外による建築資金（附帯施設等の整備資金を含む。） 15年以内
- ウ 設備備品整備資金 15年以内
- エ 施設の用に供するための土地取得資金 30年以内

（2）経営資金

施設の経営に必要な資金 1年以上5年以内（ただし、社会福祉法人の経営の高度化に必要な場合又は災害若しくは感染症等当該施設の責に帰することができない事由により機能を停止した場合にあっては、機構の理事長が別に定める。）

2 第4条の規定による貸付金の据置期間は、次の各号に定めるところによるものとする。

（1）設置・整備資金 3年以内

（2）経営資金 6月以内（ただし、社会福祉法人の経営の高度化に必要な場合又は災害若しくは感染症等当該施設の責に帰することができない事由により機能を停止した場合にあっては、機構の理事長が別に定める。）

（貸付金の限度額）

第17条 貸付金の限度額は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）第4条第1項の表のアからコまで、タ及びテに掲げる施設並びに同条第4項に掲げる事業については、次のいずれか低い額

- ア 所要資金の100分の75。ただし、次の（ア）から（オ）までに掲げるものについては、それぞれ（ア）から（オ）までに掲げる額
- （ア）別表1に掲げる施設及び事業並びに特定有料老人ホーム 所要資金の100分の70

- (イ) 別表 2 に掲げる施設及び事業 所要資金の 100 分の 80
- (ウ) 児童福祉法に規定する乳児院及び児童養護施設（第 8 条に規定する貸付けであって、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱（平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省発雇児第 0612001 号）により、家庭的養護のための貸付けに限る。） 所要資金の 100 分の 85
- (エ) 老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム（入所定員が 30 名以上であるものに限る。）及び軽費老人ホーム（入所定員が 30 名以上であるものに限る。）であって改築のための貸付け 所要資金の 100 分の 90
- (オ) 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成 15 年政令第 516 号）附則第 21 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号の規定により、独立行政法人国立病院機構から国立病院等（独立行政法人国立病院機構法（平成 14 年法律第 191 号）附則第 16 条の規定による改正前の厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）第 16 条第 1 項に規定する国立病院又は国立療養所をいう。以下同じ。）の用に供されている資産を減額した価額で譲渡を受ける場合の資産の貸付け 所要資金の 100 分の 100
- イ 担保による貸付けについては、その担保評価額の 100 分の 70
- (2) 第 4 条第 1 項の表のサからセまで、チ及びツに掲げる施設並びに在宅サービス事業については、所要資金の 100 分の 70
- 2 次の各号に該当する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、機構の理事長が別に定める。
- (1) 災害復旧のための整備事業のために貸付けを行う場合
- (2) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律別表 2 に掲げる木造施設の整備事業であって、同法第 4 条第 1 項及び第 3 項の規定により国の負担又は補助の特例の適用を受けて実施する改築又は改修事業のために貸付けを行う場合
- (3) 「社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る独立行政法人福祉医療機構の融資について」（平成 25 年 2 月 26 日雇児発 0226 第 4 号・社援発 0226 第 7 号・老発 0226 第 1 号）の 1 に規定する移転整備事業のための貸付けを行う場合
- (4) 地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 110 号）別表 2 に掲げる木造施設の整備事業であって、同法第 4 条第 1 項及び第 3 項の規定により国の負担又は補助の特例の適用を受けて実施する改築又は改修事業のために貸付けを行う場合
- (5) 環境・エネルギー対策のために貸付けを行う場合
- (6) 都市部における社会福祉施設等の整備事業（以下「都市部整備事業」という。）に係る貸付けを行う場合
- (7) 社会福祉法人の経営の高度化のために経営資金の貸付けを行う場合
- (8) 地域共生社会の実現に向けて社会福祉施設等を一体的に整備する事業に係る貸付けを行う場合
- (9) 社会福祉法人が設置する社会福祉法第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する社会福祉事業に係る施設のうち、「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」（平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005016 号）、「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」（平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612010 号）、「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する老人福祉施設等の移転整備について」（平成 22 年 7 月 23 日老発第 0723 第 4 号）又は「養護老人ホームの整備について」（平成 24 年 4 月 5 日老高発 0405 第 1 号）の 2 に規定する対象事業のために貸付けを行う場合。ただし、当該整備事業につき国の補助（養護老人ホームにあっては国、都道府県、指定都市又は中核市の補助）が行われるものである場合に限る。
- (10) 社会福祉施設等における耐震化整備のための貸付けを行う場合（当該整備事業につき国、都道府県、指定都市又は中核市の補助が行われるものである場合に限る。）
- (11) 社会福祉施設等におけるスプリンクラー設備の設置のための貸付けを行う場合（当該整備事業につき国、都道府県、指定都市又は中核市の補助が行われるものである場合に限る。）
(償還の方法)

第18条 貸付金の償還は、原則として割賦償還の方法によるものとする。

(担保)

第19条 担保は、原則として徴求するものとする。

(保証人)

第20条 保証人は、必要に応じてたてさせる。

(都道府県知事等の意見)

第21条 貸付けに当たっては、原則として貸付けに係る社会福祉事業施設等を管轄する都道府県知事又は市町村(特別区を含む。)の長の意見を求めるものとする。

第2節 医療貸付事業

(貸付けの相手方)

第22条 機構法第12条第1項第2号の規定に基づく貸付けの相手方は、次の表の「貸付対象施設」の欄に掲げる施設(以下「医療関係施設」という。)の区分に応じ「貸付けの相手方」の欄に掲げる者とする。

貸付対象施設	貸付けの相手方
病院 診療所	ア 個人 イ 医療法人 ウ 一般社団法人又は一般財団法人 エ 社会福祉法人 オ 日本赤十字社 カ 医学又は歯学の学部を置く大学を設置する学校法人 キ 施行令第4条第3号に規定する学校法人 ク 施行令第4条第4号の規定に基づき厚生労働大臣の定める次の者 (ア) 健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、国民年金基金及び国民年金基金連合会 (イ) 農業協同組合又は農業協同組合連合会(いずれも、建築資金及び土地取得資金を除く。)、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、水産業協同組合、労働組合、中小企業等協同組合(火災共済協同組合及び信用協同組合を除く。)、中小企業団体中央会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、商工会議所、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、商工組合、商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、商工会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、森林組合及び森林組合連合会 (ウ) 宗教法人 (エ) 厚生年金保険の適用事業所の事業主
介護老人保健施設	ア 医療法人 イ 社会福祉法人であって、その開設する介護老人保健施設の経営を主たる事業とするもの ウ 日本赤十字社 エ 個人、一般社団法人、一般財団法人、医学若しくは歯学の学部を置く大学を設置する学校法人又は施行令第4条第3号に規定する学校法人であって、厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者(平成11年厚生省告示第96号)第10号に掲げる者 オ 施行令第4条第4号の規定に基づき厚生労働大臣の定める者のうち次の者 (ア) 健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、国民年金基金及び国民年金基金連合会

	<p>(イ) 農業協同組合又は農業協同組合連合会(いずれも、建築資金及び土地取得資金を除く。)、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、水産業協同組合、労働組合、中小企業等協同組合(火災共済協同組合及び信用協同組合を除く。)、中小企業団体中央会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、商工会議所、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、商工組合、商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、商工会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、森林組合及び森林組合連合会</p> <p>(ウ) 宗教法人</p>
介護医療院	<p>ア 医療法人</p> <p>イ 社会福祉法人であって、その開設する介護医療院の経営を主たる事業とするもの</p> <p>ウ 日本赤十字社</p> <p>エ 個人、一般社団法人、一般財団法人、医学若しくは歯学の学部を置く大学を設置する学校法人又は施行令第4条第3号に規定する学校法人であって、厚生労働大臣の定める介護医療院を開設できる者</p> <p>オ 施行令第4条第4号の規定に基づき厚生労働大臣の定める者のうち次の者</p> <p>(ア) 健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、国民年金基金及び国民年金基金連合会</p> <p>(イ) 農業協同組合又は農業協同組合連合会(いずれも、建築資金及び土地取得資金を除く。)、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、水産業協同組合、労働組合、中小企業等協同組合(火災共済協同組合及び信用協同組合を除く。)、中小企業団体中央会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、商工会議所、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、商工組合、商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、商工会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、森林組合及び森林組合連合会</p> <p>(ウ) 宗教法人</p>
助産所(児童福祉法に規定する助産施設を除く。)	<p>ア 個人</p> <p>イ 医療法人</p> <p>ウ 一般社団法人又は一般財団法人</p> <p>エ 社会福祉法人(社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。)</p>
施行令第3条第5号に規定する施設のうち、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士又は歯科衛生士を養成する施設(以下「医療従事者養成施設」という。)	<p>ア 医療法人</p> <p>イ 一般社団法人又は一般財団法人</p> <p>ウ 社会福祉法人(社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会は病院又は診療所に併設される看護師又は准看護師を養成する場合に限る。)</p> <p>エ 日本赤十字社(病院又は診療所に併設される看護師又は准看護師を養成する場合に限る。)</p> <p>オ 医学又は歯学の学部を置く大学を設置する学校法人</p> <p>カ 施行令第4条第10号に規定する厚生労働大臣の定める者のうち次の者(病院又は診療所に併設される看護師又は准看護師を養成する施設を開設する場合に限る。)</p> <p>(ア) 健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、国民年金基金及び国民年金基金連合会</p> <p>(イ) 農業協同組合又は農業協同組合連合会(いずれも、建築</p>

	資金及び土地取得資金を除く。)、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、水産業協同組合、労働組合、中小企業等協同組合(火災共済協同組合及び信用協同組合を除く。)、中小企業団体中央会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、商工会議所、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、商工組合、商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、商工会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、森林組合及び森林組合連合会 (ウ) 宗教法人
--	---

2 機構法第12条第1項第3号の規定に基づく貸付けの相手方は、指定訪問看護事業(介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業(同条第4項に規定する訪問看護を行う事業に限る。)及び同法第53条第1項本文の指定に係る同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業(同条第4項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。)をいう。以下この章において同じ。)を行う者であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 医療法人
- (2) 社会福祉法人
- (3) 日本赤十字社
- (4) 医師を会員として設立した一般社団法人
- (5) 1又は2以上の都道府県の区域を単位とし、当該区域内の看護師等を会員として設立された一般社団法人である看護協会(公益社団法人日本看護協会(昭和22年6月5日に社団法人日本助産婦看護婦保健婦協会という名称で設立された法人をいう。)及びその会員である看護協会に限る。)
- (6) 一般社団法人北海道総合在宅ケア事業団(平成5年6月25日に社団法人北海道総合在宅ケア事業団という名称で設立された法人をいう。)
- (7) 指定訪問看護事業者の指定を受けることができる者(平成4年厚生省告示第32号)第13号に掲げる者(ただし、営利を目的としない法人に限る。)
- (8) 施行令第5条第2号に規定する厚生労働大臣が定める次の者
 - ア 健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、国民年金基金及び国民年金基金連合会
 - イ 農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、水産業協同組合、労働組合、中小企業等協同組合(火災共済協同組合及び信用協同組合を除く。)、中小企業団体中央会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、商工会議所、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、商工組合、商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、商工会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、森林組合及び森林組合連合会
 - ウ 宗教法人
 - エ 一般社団法人日本海員掖済会(明治31年10月20日に社団法人日本海員掖済会という名称で設立された法人をいう。)

(貸付金の使途)

第23条 前条の規定による貸付金の使途は、医療関係施設又は指定訪問看護事業の設置、整備又は経営に必要な資金で次の各号に掲げるものとする。

- (1) 設置・整備資金
 - ア 医療関係施設の新設に必要な建築資金(建物の購入又は賃借に要する資金を含む。以下同じ。)又は土地取得資金(以下「新築資金」という。)であって、次の表の「施設又は事業の種類」の区分に応じ「貸付金の使途」の欄に掲げるもの

施設又は事業の種類	貸付金の使途
-----------	--------

病院 病床を有する診療所(以下「有床診療所」という。)	(1) 病床の不足している地域における病院若しくは有床診療所又は臨床検査その他の検査のため医師が共同で利用することを主たる目的とする有床診療所(いずれも、その経営に関し特に必要と認められる看護師宿舎等の附属施設を含む。)の建築資金。ただし、当該新設に関して行われた医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 30 条の 11 の規定に基づく勧告に従わなかった場合を除く。 (2) 当該施設の用に供するための土地取得資金
病床を有しない診療所(以下「無床診療所」という。) 歯科診療所	(1) 診療所の普及が不十分である地域における無床診療所若しくは歯科診療所又は臨床検査その他の検査のため医師が共同で利用することを主たる目的とする無床診療所(いずれも、その経営に関し特に必要と認められる看護師宿舎等の附属施設を含む。)の建築資金。ただし、医療法第 30 条の 11 の規定に基づく勧告に従わなかった場合を除く。 (2) 当該施設の用に供するための土地取得資金
介護老人保健施設	(1) 介護老人保健施設(その経営に関し特に必要と認められる看護師宿舎等の附属施設を含む。)の建築資金 (2) 当該施設の用に供するための土地取得資金
介護医療院	(1) 介護医療院(その経営に関し特に必要と認められる看護師宿舎等の附属施設を含む。)の建築資金 (2) 当該施設の用に供するための土地取得資金
助産所	助産のための施設の普及が不十分である地域における助産所の建築資金
医療従事者養成施設	医療従事者養成施設の建築資金
(削除)	(削除)

イ 医療関係施設の増築、改築若しくは移転に必要な建築資金(建物の購入又は賃借に要する資金を含む。)又は土地取得資金(以下「増改築資金」といい、「甲種増改築資金」と「乙種増改築資金」に区分する。)であって、次の表の「施設又は事業の種類」の区分に応じ「貸付金の使途」の欄に掲げるもの

(ア) 甲種増改築資金

施設又は事業の種類	貸付金の使途
病院 有床診療所	(1) 病床の不足している地域における病院若しくは有床診療所又は臨床検査その他の検査のため医師が共同で利用することを主たる目的とする有床診療所(いずれも、その経営に関し特に必要と認められる看護師宿舎等の附属施設を含む。)の建築資金であって、次のいずれかに該当するもの。ただし、医療法第 30 条の 11 の規定に基づく勧告に従わなかった場合を除く。 ア 当該施設の増床のために必要なもの。ただし、病床数の増加又は病床の種別の変更について行われた医療法第 30 条の 11 の規定に基づく勧告に従わなかった場合を除く。 イ 当該施設の維持が必要と認められ、かつ、次に該当するもの (ア) 耐用年数の経過等による施設の老朽化又は施設の衛生、防火若しくは保安に関する法令違反等のため施設の整備が緊要なもの (イ) 附属施設である看護師宿舎及び保育施設の整備で必要なもの (ウ) 附属施設である職員宿舎に係るものであって、増床に伴う職員の増員を主たる目的とする整備で必要なもの (エ) 災害の復旧のために必要なもの (2) 当該施設の用に供するための土地取得資金
無床診療所 歯科診療所	(1) 診療所の普及が不十分である地域における無床診療所若しくは歯科診療所又は臨床検査その他の検査のため医師が共同で利用することを主たる目的とする無床診療所(いずれも、その経営に関し特に必要と認められる看護師宿舎等の附属施設を含む。)の建築資金であって、次のいずれかに該当するもの。ただし、医療法第 30 条の 11 の規定に基づく勧告に従わなかった場合を除く。 ア 耐用年数の経過等による施設の老朽化又は施設の衛生、防火若しくは保安に関する法令違反等のため施設の整備が緊要なもの イ 看護師宿舎に係るものであって、看護要員の増員を主たる目的とする整備で必要なもの ウ 災害の復旧のために必要なもの

(2) 当該施設の用に供するための土地取得資金	
(イ) 乙種増改築資金	
施設又は事業の種類	貸付金の使途
病院 有床診療所	(1) 甲種増改築資金に該当しない病院又は有床診療所(いざれも、その経営に関し特に必要と認められる看護師宿舎等の附属施設を含む。)の建築資金。ただし、医療法第30条の11の規定に基づく勧告に従わなかった場合を除く。 (2) 当該施設の用に供するための土地取得資金であって、次のいずれかに該当するもの。 ア 社会医療法人が当該病院の用に供するためのもの イ 未耐震の医療機関(未耐震と証明された建物及び耐震診断の結果Is値が0.6未満の建物をいう。以下同じ。)が行う耐震化整備に係るものであって、当該病院の用に供するためのもの
無床診療所 歯科診療所	甲種増改築資金に該当しない無床診療所又は歯科診療所(いざれも、その経営に関し特に必要と認められる看護師宿舎等の附属施設を含む。)の建築資金。ただし、医療法第30条の11の規定に基づく勧告に従わなかった場合を除く。
介護老人保健施設	(1) 介護老人保健施設(その経営に関し特に必要と認められる看護師宿舎等の附属施設を含む。)の建築資金 (2) 当該施設の用に供するための土地取得資金
介護医療院	(1) 介護医療院(その経営に関し特に必要と認められる看護師宿舎等の附属施設を含む。)の建築資金 (2) 当該施設の用に供するための土地取得資金
助産所	助産所の建築資金
医療従事者養成施設	医療従事者養成施設の建築資金
(削除)	(削除)

ウ 次の(ア)から(ウ)までに該当する場合にあっては、ア、イ及びオにかかわらず、機構の理事長が別に定める。

- (ア) 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）に規定する国家戦略特別区域において、当該特別区域に係る計画に基づき選定された事業実施主体が行う事業のための貸付けを行う場合
- (イ) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に基づき、医療施設等施設整備費補助金交付要綱（昭和54年7月27日厚生省発医第137号）又は医療提供体制施設整備交付金交付要綱（平成21年3月30日厚生労働省発医政第0330004号）に規定する高台移転整備のための貸付けを行う場合
- (ウ) 「社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る独立行政法人福祉医療機構の融資について」（平成25年2月26日雇児発0226第4号・社援発0226第7号・老発0226第1号）の1の(4)に規定する移転整備事業のための貸付けを行う場合

エ 医療関係施設に必要な機械器具の購入に必要な資金(以下「機械購入資金」という。)であって、次に掲げるもの。

- (ア) 新設に伴い必要なもの(病院及び助産所を除く。)
- (イ) 機能の充実のために必要なもので、機構が別に定めるもの(病院を除く。)
- (ウ) 災害の復旧のために必要なもの(病院を除く。)
- (エ) 民間金融機関が融資しない高額な医療機器(病院に限る。)

オ 指定訪問看護事業を行う事業所(以下単に「事業所」という。)の建築(建物の購入又は賃借を含む。)及び機械器具の購入に必要な資金(以下「指定訪問看護事業に係る設置・整備資金」という。)

(2) 長期運転資金

- ア 医療関係施設の経営に必要な長期運転資金であって、次に掲げるもの
- (ア) 新設に伴い必要なもの(病院及び助産所を除く。)
 - (イ) 災害の復旧のために必要なもの
 - (ウ) 感染症等当該施設の責に帰することができない事由により機能を停止したことに伴い必要なもの
 - (エ) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営の安定化を図るために必要なもので、機構が別に定めるもの(以下「経営安定化資金」という。)
- イ 指定訪問看護事業の経営に必要な長期運転資金
- 2 旧債返済資金又は転貸資金は、前項の規定にかかわらず融通しない。ただし、土地取得資金のうち借入申込日の属する年度の前年度の4月1日以後に取得した土地に係るもの又は経営安定化資金に係る旧債返済資金については、この限りでない。
- (利率)

第24条 第22条の規定による貸付金の利率は、厚生労働大臣が別に定めるところにより、機構法第17条第1項の規定に基づく長期借入金の利率並びに独立行政法人福祉医療機構債券の利率及び発行の価額により計算して得られる当該債券の利回りを勘案して求められる第22条の規定による貸付けに必要な資金の調達に係る金利を基準として、その金利を下回らない範囲内で、政策融資上の必要性、銀行の貸付金利その他の事由を勘案し、機構の理事長が定める。

- 2 次の各号に該当する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、機構の理事長が別に定める。
- (1) 未耐震の医療機関における耐震化整備のための貸付けを行う場合(当該整備事業につき国、都道府県、指定都市又は中核市の補助が行われるものである場合に限る。)
 - (2) 未耐震の介護老人保健施設又は介護医療院における耐震化整備のための貸付けを行う場合(当該整備事業につき国、都道府県、指定都市又は中核市の補助が行われるものである場合に限る。)
 - (3) 病院及び診療所における消防設備を設置するための貸付けを行う場合(当該整備事業につき国、都道府県、指定都市又は中核市の補助が行われるものである場合に限る。)
 - (4) 介護老人保健施設におけるスプリンクラー設備を設置するための貸付けを行う場合(当該整備事業につき国、都道府県、指定都市又は中核市の補助が行われるものである場合に限る。)
- (償還期間及び据置期間)

第25条 貸付金の償還期間及び据置期間は、次の表の「貸付金の種類」の区分に応じ、それぞれ「償還期間」及び「据置期間」の欄に掲げる期間とする。ただし、災害が発生した場合、感染症等当該施設の責に帰することができない事由により機能を停止した場合、別に定める特定の病院及び診療所に対する貸付けを行う場合又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法等による高台移転整備事業のための貸付けを行う場合にあっては、機構の理事長が別に定める。

貸付金の種類	償還期間	据置期間
新築資金	30年以内	3年以内
増改築資金	5年以内	6月以内
機械購入資金	7年以内	1年以内
指定訪問看護事業に係る設置・整備資金	1年以上3年以内	6月以内
長期運転資金		

(備考)

ア 機械購入資金のうち、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準(平成20年厚生労働省告示第129号)に規定する先進医療に使用する機械を購入する資金(病院に限る。)にあっては、償還期間については10年以内とする。

イ 長期運転資金のうち、経営安定化資金にあっては、償還期間については5年以内(特に必要と認められる場合は7年以内)、据置期間については1年以内とする。

(貸付金の限度額)

第26条 貸付金の限度額は、開設する1施設又は1事業所当たり次の各号のいずれか低い額とする。

- (1) 所要資金の 100 分の 70 以内（機械購入資金及び長期運転資金にあっては 100 分の 80 以内）の額。
 ただし、次のアからエまでに掲げる資金については、それぞれアからエまでに掲げる額。
- ア 病院の乙種増改築資金 所要資金の 100 分の 60 以内の額
 - イ 介護医療院に係る資金 所要資金の 100 分の 90 以内の額
 - ウ 助産所に係る新築資金及び増改築資金 所要資金の 100 分の 60 以内の額
 - エ 指定訪問看護事業に係る設置・整備資金 所要資金の 100 分の 80 以内の額
- (2) 前号の規定にかかわらず、次のアに掲げる資金については、所要資金の 100 分の 85 以内の額、
 イ、ウ及びエに掲げる資金については、所要資金の 100 分の 90 以内の額、才に掲げる資金については、所要資金の 100 分の 95 以内の額、カ及びキに掲げる資金については、所要資金の 100 分の 80 以内の額とし、長期運転資金のうちの経営安定化資金については、所要資金の額とする。
- ア 在宅強化型・療養強化型介護老人保健施設等に係る資金
 - イ 医師法(昭和 23 年法律第 201 号)第 16 条の 2 第 1 項の規定による臨床研修を行う病院(長期運転資金を除く。)に係る資金
 - ウ 社会医療法人を貸付けの相手方とする医療関係施設に係る資金
 - エ 介護老人保健施設又は介護医療院における老朽施設の改築整備のための資金
 - 才 未耐震の介護老人保健施設又は介護医療院が行う耐震化整備のための資金（当該整備事業につき国、都道府県、指定都市又は中核市の補助が行われるものである場合に限る。）
 - カ 病床を削減する病院に係る資金
 - キ 医療従事者養成施設（看護師及び准看護師に係るもの）に係る資金
- (3) 次の表の「貸付金の種類」の区分に応じ、「金額」の欄に掲げる額
- | 貸付金の種類 | 金額 |
|---|-----------|
| 新築資金 | 7 億 2 千万円 |
| 増改築資金
(いずれも、土地取得資金を除く。) | 3 億円 |
| 機械購入資金 | 7 億 2 千万円 |
| 指定訪問看護事業に係る設置・整備資金 | 5 百万円 |
| 長期運転資金(経営安定化資金を除く。) | 1 千 5 百万円 |
| 長期運転資金のうちの経営安定化資金 | 1 億円 |
| (備考) | |
| ア 当分の間(看護職員需給見通しにより需給が均衡するまでの間)、病院又は診療所若しくは介護老人保健施設で看護師宿舎等の附属施設を含む場合又は別に定める病院若しくは介護老人保健施設の場合は、新築資金増改築資金欄の金額に別に定める金額を加算した額とすることができる。 | |
| イ 介護医療院の場合は、新築資金増改築資金欄に定める金額を別に定める金額とすることができる。 | |

- 2 次の各号に該当する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、機構の理事長が別に定める。
- (1) 災害が発生した場合
 - (2) 「特定の病院等の範囲及び当該特定の病院等についての貸付金の限度額等について」（平成 15 年 10 月 1 日医政発第 1001001 号）に基づき貸付けを行う場合
 - (3) 未耐震の医療機関が行う耐震化整備のために貸付けを行う場合
 - (4) 自家発電設備整備のために貸付けを行う場合
 - (5) 療養病床を有しない病院であって病床数が 200 床未満の病院に対して貸付けを行う場合
 - (6) 国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）に規定する国家戦略特別区域において、当該特別区域に係る計画に基づき選定された事業実施主体が行う事業のための貸付けを行う場合
 - (7) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、医療施設等施設整備費補助金交付要綱（昭和 54 年 7 月 27 日厚生省発医第 137 号）又は医療提供体制施設整備交付金交付

要綱（平成 21 年 3 月 30 日厚生労働省発医政第 0330004 号）に規定する高台移転整備のための貸付けを行う場合

- (8) 「社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る独立行政法人福祉医療機構の融資について」（平成 25 年 2 月 26 日雇児発 0226 第 4 号・社援発 0226 第 7 号・老発 0226 第 1 号）の 1 の(2)から(4)までに規定する移転整備事業のための貸付けを行う場合
- (9) 病院及び診療所における消防設備を設置するための貸付けを行う場合（当該整備事業につき国、都道府県、指定都市又は中核市の補助が行われるものである場合に限る。）
- (10) 都市部の借地上に設置する介護老人保健施設の高度化事業に係る貸付けを行う場合
- (11) 感染症等当該施設の責に帰することができない事由により機能を停止した場合
- (12) 介護老人保健施設におけるスプリンクラー設備を設置するための貸付けを行う場合（当該整備事業につき国、都道府県、指定都市又は中核市の補助が行われるものである場合に限る。）

（利子を徴しない貸付金）

第 27 条 次の各号に掲げる貸付金については、第 24 条の規定にかかわらず、利子を徴しないものとする。ただし、7 億 2 千万円を限度とする。

- (1) 「社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る独立行政法人福祉医療機構の融資について」（平成 25 年 2 月 26 日雇児発 0226 第 4 号・社援発 0226 第 7 号・老発 0226 第 1 号）の 1 の(2)から(4)までに規定する移転整備事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第 24 条の規定にかかわらず、利子を徴しないものとする。
- (2) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく高台移転整備事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第 24 条の規定にかかわらず、利子を徴しないものとする。ただし、医療施設等施設整備費補助金交付要綱（昭和 54 年 7 月 27 日厚生省発医第 137 号）又は医療提供体制施設整備交付金交付要綱（平成 21 年 3 月 30 日厚生労働省発医政第 0330004 号）により補助が行われるものである場合に限る。

（災害等の貸付け）

第 28 条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、政令により激甚災害が指定された場合には、株式会社日本政策金融公庫の取扱いを踏まえ、当該災害についての特別の災害復旧資金の貸付けを行うことができる。この場合における当該資金の貸付金の使途、利率、償還期間、据置期間及び貸付限度額については、第 23 条から第 26 条までの規定にかかわらず、機構の理事長が別に定める。

2 閣議決定により、激甚災害に準じ災害融資に関する特別措置を講ずることとされた災害の場合には、別に定めるところにより、当該災害に係る特別の災害復旧資金の貸付けを行うことができる。

（準用規定）

第 29 条 第 5 条、第 18 条から第 20 条までの規定は、この節の貸付けについて準用する。

第 3 章 経営の診断及び指導

（経営の診断及び指導業務の内容）

第 30 条 機構法第 12 条第 1 項第 4 号の規定に基づく社会福祉事業施設の設置者等又は病院等の開設者に対し、社会福祉事業施設又は病院等の経営の診断及び指導（以下「経営指導」という。）に関する事業の業務の内容は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 社会福祉事業施設及び病院等の経営に係る情報収集、資料作成、調査及び研究
- (2) 社会福祉事業施設及び病院等の経営の安定及び向上に資するための情報提供
- (3) 社会福祉事業施設及び病院等の経営改善等のための個別支援
- (4) 前各号に掲げる業務に付帯する業務

（経営指導に要する費用）

第 31 条 前条に掲げる経営指導に要する費用の全部又は一部を経営指導の相手方から徴することができるものとする。

第4章 助成及び調査研究等

(助成対象事業及び対象者)

第32条 機構法第12条第1項第7号の規定に基づく社会福祉振興事業を行う者に対する助成(以下「助成」という。)の対象となる者は、社会福祉を振興するための事業であって、次の各号に掲げるものを行う者とする。

- (1) 地域連携活動支援事業
- (2) 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業
- (3) 未来応援ネットワーク事業

(社会福祉振興助成事業審査・評価委員会)

第33条 助成を適正に行うため、機構に社会福祉振興助成事業審査・評価委員会(以下この条において「委員会」という。)を置く。

- 2 機構は、助成を行おうとする場合には、あらかじめ、助成対象の採択について委員会に諮り、その決定を尊重してこれをしなければならない。
- 3 委員会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、事業評価等の助成に係る重要事項を調査審議する。
- 4 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項については、機構が別に定めるものとする。
- 5 前条第3号に掲げる事業に対する助成にあたっては、前4項の規定にかかわらず、機構が別に定めるものとする。

(助成要綱)

第34条 前2条に定めるほか、助成に関し必要な事項については、別に助成要綱を定める。

第35条 削除

(調査研究等の業務)

第36条 機構法第12条第1項第8号の規定に基づく社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修(以下「調査研究等」という。)の業務は、第32条各号に掲げる助成対象事業の推進を図るために必要なものとする。

第5章 退職手当共済事業

(退職手当共済業務の内容)

第37条 機構法第12条第1項第9号の規定に基づく社会福祉施設職員等退職手当共済事業の業務の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 退職手当共済契約の締結及び解除
- (2) 契約証書の作成及び交付
- (3) 特定介護保険施設等又は申出施設等の申出の承諾
- (4) 退職手当金の支給
- (5) 掛金の請求及び収納
- (6) 割増金の請求及び収納
- (7) 被共済職員原簿その他の原簿の整備
- (8) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(退職手当共済契約申込書の提出)

第38条 退職手当共済契約の申込をしようとする社会福祉施設、特定社会福祉事業又は特定介護保険施設等の経営者は、第53条第2項の規定により機構が退職手当共済業務の一部を委託した場合、その委託した者に退職手当共済契約申込書を提出するものとする。

- 2 前項以外の場合において、退職手当共済契約の申込をしようとする社会福祉施設、特定社会福祉事業又は特定介護保険施設等の経営者は、機構に退職手当共済契約申込書を提出するものとする。

(割増金の額)

第39条 割増金の額は、掛金の額につき年10.95パーセントの割合で納付期限の翌日から納付の日の前日までの日数によって計算した額とする。

第6章 心身障害者扶養保険事業

(心身障害者扶養保険業務の内容)

第40条 機構法第12条第1項第10号の規定に基づく心身障害者扶養保険事業の業務の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地方公共団体との保険契約に関する保険約款の制定及びこれに基づく保険契約の締結
- (2) 地方公共団体からの追加加入の申込み及び脱退等の届出の処理
- (3) 生命保険会社との生命保険契約の締結
- (4) 生命保険会社に対する途中加入の申込み及び脱退等の異動の処理
- (5) 地方公共団体からの保険料及び特別調整費の収納並びに保険料及び特例保険料(特別調整費のうち、保険対象加入者に係る年金給付に必要な費用に対する不足額を解消するため納付されるものをいう。)の生命保険会社への納付
- (6) 生命保険会社からの保険金、特別給付金、弔慰金、脱退一時金及び配当金の収納
- (7) 保険契約者への年金給付保険金、弔慰金給付保険金、特別弔慰金給付金及び脱退一時金給付保険金の支給
- (8) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(心身障害者扶養保険資金)

第41条 機構法第12条第5項に規定する心身障害者扶養保険資金は、保険契約者に対し必要な給付を行うことを目的として、安全かつ効率的に運用するものとする。

(心身障害者扶養保険資産運用委員会)

第41条の2 心身障害者扶養保険資金の運用を適正に行うため、機構に心身障害者扶養保険資産運用委員会(以下この条において「資産運用委員会」という。)を置く。

- 2 心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針は、資産運用委員会の議を経なければならない。
- 3 資産運用委員会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、資産運用委員会の組織及び運営に関し必要な事項については、機構が別に定めるものとする。

第7章 福祉及び保健医療に関する情報の提供等

(福祉及び保健医療に関する情報の提供等業務の内容)

第42条 機構法第12条第1項第11号の規定に基づく福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理の業務の内容は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 福祉及び保健医療に関する情報の収集・管理・提供の業務及びその業務に必要な情報基盤の整備
- (2) 福祉及び保健医療に関する情報システムの運用管理
- (3) 福祉及び保健医療に関する情報システムを利用する者への研修
- (4) 福祉及び保健医療に関する関係機関との連絡調整
- (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(業務に要する費用)

第43条 前条に掲げる業務については、福祉及び保健医療に関する情報の提供者又は利用者等から当該業務に要する費用の全部又は一部を徴することができるものとする。

第8章 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

(貸付の相手方)

第44条 機構法第12条第1項第12号の規定による貸付けを受けることができる者は、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による年金たる保険給付を受ける権利又は国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金たる給付(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)による改正前の

国民年金法による老齢福祉年金を除く。)を受ける権利を有し、現に年金の支給を受けている者(「生活保護行政を適正に運営するための手引について」(平成 18 年 3 月 30 日社援保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)により、年金担保貸付の借入を制限することとされた者(以下「生活保護受給者等」という。)を除く。)であって、小口の資金を必要とし、かつ、銀行その他一般の金融機関から資金の融資を受けることを困難とするものとする。

- 2 機構法第 12 条第 1 項第 13 号の規定による貸付けを受けることができる者は、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)による年金たる保険給付を受ける権利を有し、現に年金の支給を受けている者(生活保護受給者等を除く。)であって、小口の資金を必要とし、かつ、銀行その他一般の金融機関から資金の融資を受けることを困難とするものとする。

(利率)

- 第 45 条 機構法第 12 条第 1 項第 12 号の規定による貸付けに係る貸付金の利率は、機構法第 17 条第 1 項の規定に基づく長期借入金の利率並びに独立行政法人福祉医療機構債券の利率及び発行の価額により計算して得られる当該債券の利回りを勘案して求められる前条の規定による貸付けに必要な資金の調達に係る金利を基準として、その金利を下回らない範囲内で、事務に要する経費、銀行の貸付金利その他の事由を勘案し、機構の理事長が定める。

- 2 機構法第 12 条第 1 項第 13 号の規定による貸付けに係る貸付金の利率は、事務に要する経費その他の事由を勘案し、機構の理事長が定める。

(償還期間)

- 第 46 条 債還期間は、4 年以内とする。

(貸付金の限度額)

- 第 47 条 貸付金の額は、第 44 条第 1 項に規定する者が厚生労働大臣又は都道府県知事の裁定に基づいて支給を受けることのできる年金の額(税額に相当する額を除く。)に 0.8 を乗じて得た額の範囲内の額とし、1 人につき 200 万円を限度とする。

- 2 貸付金の額は、第 44 条第 2 項に規定する者が労働基準監督署長の裁定に基づいて支給を受けることのできる年金の額に 0.8 を乗じて得た額の範囲内の額とし、1 人につき 200 万円を限度とする。

(償還の方法)

- 第 48 条 貸付金の償還は、原則として担保に供された年金の支払金をもって充てるものとする。

(準用規定)

- 第 49 条 第 5 条、第 20 条の規定は、この章の貸付けについて準用する。

第 9 章 業務の受託及び委託の基準

(業務の受託)

- 第 50 条 機構は、国、地方公共団体、公益法人その他の団体等の委託を受けて、機構法第 12 条第 1 項第 4 号及び第 11 号に規定する業務を行うことができる。

- 2 機構は、業務の委託を受けようとするときは、委託者と業務の受託に関する契約を締結するものとする。

(受託契約)

- 第 51 条 機構は、前条に掲げる業務の受託を行うに当たっては、受託する業務の名称、目的、実施方法及び実施に係る経費その他必要と認められる事項を定めて、業務受託契約を締結するものとする。

(業務受託料)

- 第 52 条 業務の受託料の額は、当該業務の実施に要する経費の額を考慮して理事長が定めるものとする。

(業務の委託)

- 第 53 条 機構は、貸付事業を効率的に運営するため、機構法第 14 条に規定する業務の一部を金融機関に委託することができる。

- 2 機構は、機構法第 12 条第 1 項第 8 号及び第 9 号に掲げる業務の効率的かつ効果的な運営に資すると認めるときは、業務の一部を委託することができる。

(業務の委託を受けた金融機関又は他の法人の責務)

第 54 条 前条の規定により機構の業務の委託を受けた金融機関その他の法人(以下「受託者」という。)は、機構法、施行令、独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(平成 15 年厚生労働省令第 148 号)、その他関係法令、この業務方法書及び機構が定める諸規程に従って委託された業務(以下「受託業務」という。)を処理しなければならない。

(委託契約)

第 55 条 機構は、第 53 条に掲げる業務の委託を行うに当たっては、委託する業務の種類及び内容、委託する期間その他必要と認められる事項を定めて、業務委託契約を締結するものとする。

- 2 機構は、機構が業務を委託した受託者に対し、必要に応じて委託手数料を支払うものとする。
- 3 受託業務の処理に必要な経費は、原則として受託者が負担するものとする。

第 10 章 役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項（内部統制に関する基本方針）

第 56 条 機構は、役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(法人運営に関する基本的事項)

第 57 条 機構は、法人の経営理念及び経営方針を策定するものとする。

- 2 機構は、役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理指針及び行動指針を定めるものとする。

(役員会の設置及び役員の分掌に関する事項)

第 58 条 機構は、役員会の設置及び役員の分掌について、次の各号に掲げる事項を定めた規程等を整備するものとする。

- (1) 理事長を頂点とした意思決定
- (2) 理事長の意思決定を補佐する役員会の設置
- (3) 役員の事務分掌明示による責任の明確化
- (4) 本部・事務所等会議の開催

(中期計画等の策定及び評価に関する事項)

第 59 条 機構は、中期計画等の策定及び評価について、次の各号に掲げる事項を定めた規程等を整備するものとする。

- (1) 中期計画等の策定過程の整備（各部門が関与する計画策定）
- (2) 中期計画等の進捗管理体制の整備
- (3) 中期計画等に基づき実施する業務の評価体制の整備
- (4) 中期計画等の進捗状況のモニタリング
- (5) 慎意的とならない業務実績評価
- (6) モニタリング及び自己評価を基にした適切な業務実績報告の作成

(内部統制の推進に関する事項)

第 60 条 機構は、内部統制システムの推進について、次の各号に掲げる事項を定めた規程等を整備するものとする。

- (1) 役員を構成員とするガバナンス委員会（内部統制に係る審議等を行う委員会。以下同じ。）の設置
- (2) 内部統制を担当する役員の決定
- (3) 内部統制に係る統括管理責任部署の指定及び統括管理責任者の指定
- (4) 各部門における内部統制の責任の明確化
- (5) 内部統制を担当する役員、内部統制に係る統括管理責任部署及び統括管理責任者間における報告の実施

- (6) 統括管理責任者からガバナンス委員会への報告及び改善策の検討
- (7) 内部統制を担当する役員と職員との面談の実施
- (8) ガバナンス委員会によるモニタリング体制の運用
- (9) 統括管理責任者におけるモニタリング体制の運用
- (10) 研修会の実施
- (11) コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等
- (12) 反社会的勢力への対応方針等

(リスク評価と対応に関する事項)

第61条 機構は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応について、次の各号に掲げる事項を定めた規程等を整備するものとする。

- (1) ガバナンス委員会の設置
- (2) 業務部門ごとの業務手順（業務フロー図）及びマニュアル（以下「業務手順等」という。）の整備
- (3) 業務手順等に基づく業務運営の確保
- (4) 業務手順等に沿わない業務運営の把握
- (5) 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析
- (6) 把握したリスクに関する評価
- (7) リスク顕在時における対応方針、広報方針・体制
- (8) 保有施設の点検及び必要な補修等
- (9) 事故・災害等の緊急時に関する事項
 - ア 業務継続計画（BCP）の策定及び計画に基づく訓練等の実施
 - イ 事故・災害時の対策本部の設置及び構成員の決定
 - ウ 事故・災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施体制

(情報システムの整備と利用に関する事項)

第62条 機構は、情報システムの整備及び利用について、次の各号に掲げる事項を定めた規程等を整備するものとする。なお、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。

- (1) 情報システムの整備に関する事項
 - ア 業務執行に係る意思決定プロセス、経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムの構築
 - イ 理事長の指示、法人のミッションが確実に役職員に伝達される仕組み
 - ウ 職員から役員に必要な情報（特に、危機管理及び内部統制に関する情報）が伝達される仕組み
- (2) 情報システムの利用に関する事項
 - ア 業務システムを活用した効率的な業務運営（情報化の推進）
 - イ 情報を利用可能な形式に整えて活用するための次に掲げる取組み
 - (ア) 法人が保有するデータの所在情報の明示
 - (イ) データへのアクセス権の設定
 - (ウ) データを汎用アプリケーションで利用可能とするシステムの構築

(情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項)

第63条 機構は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護について、次の各号に掲げる事項を定めた規程等を整備するものとする。

- (1) 情報セキュリティの確保に関する事項
 - ア 情報システムのせい弱性対策、アクセスログの定期的点検及び情報リテラシーの向上等情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保
 - イ 情報漏えいの防止（特に、システム管理を外部に委託している場合における情報漏えいの防止）
- (2) 個人情報保護に関する事項

ア 個人情報保護に係る点検活動の実施

イ 「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の遵守
(監事及び監事監査に関する事項)

第64条 機構は、監事及び監事監査について、次の各号に掲げる事項を定めた規程等を整備するものとする。

(1) 監事に関する事項

ア 監事監査規程の整備に対する監事の関与

イ 理事長との常時意思疎通の確保

ウ 補助者の独立性の確保（監事の指揮命令権、監事監査業務に係る人事評価・懲戒処分等に対する監事の関与）

エ 規程における権限の明確化

オ 監事・会計監査人と理事長との会合の定期的な実施

(2) 監事監査に関する事項

ア 監事監査規程に基づく監査への協力

イ 補助者への協力

ウ 監査結果に対する改善状況の報告

エ 監査報告の主務大臣及び理事長への報告

(3) 監事によるモニタリングに必要な次の事項

ア 監事の役員会等重要な会議への出席

イ 業務執行の意思決定に係る文書を監事が閲覧・調査できる仕組み

ウ 機構の財産の状況を調査できる仕組み

エ 監事と会計監査人との連携

オ 監事と内部監査担当部門との連携

カ 役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務

キ 監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員の応答義務

(内部監査に関する事項)

第65条 機構は、監査室を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(内部通報・外部通報に関する事項)

第66条 機構は、内部通報及び外部通報について、次の各号に掲げる事項を定めた規程等を整備するものとする。

(1) 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置

(2) 内部通報者及び外部通報者の保護

(3) 内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する役員や監事に確実かつ内密に報告される体制

(予算の適正な配分に関する事項)

第67条 機構は、運営費交付金を原資とする予算については、評価結果を活用するなど予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制（予算配分の見直し等に関する適正なルールの策定等）を整備するものとする。

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第68条 機構は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規程を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報のWeb等での公開に関する規程等を整備するものとする。

(職員の人事・懲戒に関する事項)

第69条 機構は、職員（非常勤職員等を含む）の人事管理について、次の各号に掲げる事項を定めた規程等を整備するものとする。

- (1) 業務の適正を確保するための定期的な人事ローテーション
 - (2) 職員の懲戒基準
 - (3) 長期在籍者の存在把握
- (役員等の責任の一部免除又は限定)

第 70 条 機構は、役員及び会計監査人の独立行政法人通則法第 25 条の 2 第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、厚生労働大臣の承認によって、賠償責任額から総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 11 章 競争入札その他契約に関する基本的事項

- (競争入札その他契約に関する基本的事項)

第 71 条 機構は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合においては、すべて公告して申込みさせることにより競争に付すものとする。ただし、予定価格が小額である場合その他別に定める場合は、指名競争又は随意契約によることができる。

2 機構は、入札及び契約について、次の各号に掲げる事項を定めた規程等を整備するものとする。

- (1) 監事及び外部有識者（学識経験者を含む。）からなる契約監視委員会の設置
- (2) 入札不調等により中期計画等の達成が困難となる場合の対応方針
- (3) 談合情報がある場合の緊急対応
- (4) 契約事務の適切な実施及び相互けん制の確立
- (5) 隨意契約とすることが必要な場合の明確化

3 1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(平成 7 年条約第 23 号)、2012 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、機構の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、機構が別に定めるものとする

第 12 章 補則

- (実施に関する事項)

第 72 条 この業務方法書の規定の実施に関して必要な事項は、機構が定めるものとする。

附 則

- (施行期日)

第 1 条 この業務方法書は、厚生労働大臣が認可した日から施行し、平成 15 年 10 月 1 日から適用する。
(社会福祉・医療事業団業務方法書の廃止)

第 2 条 社会福祉・医療事業団業務方法書(昭和 59 年規程第 3 号)は、廃止する。
(社会福祉・医療事業団業務方法書の廃止に伴う経過措置)

第 3 条 社会福祉・医療事業団が機構法附則第 6 条の規定による廃止前の社会福祉・医療事業団法(昭和 59 年法律第 75 号)第 23 条第 1 項の規定による社会福祉・医療事業団業務方法書(前条の規定による廃止前の社会福祉・医療事業団業務方法書をいう。)の規定により行った処分、手続その他の行為は、この業務方法書中の相当する規定によりした処分、手續その他の行為とみなす。

第 4 条 附則第 2 条の規定の施行前にした貸付契約に係る貸付利率については、なお従前の例による。

第 5 条及び第 6 条 削除

- (石綿の除去等のための整備事業に係る貸付けの特例)

第 7 条 平成 18 年度から令和元年度までの間において、石綿の除去等のための整備事業のための貸付けに係る貸付金の限度額については、第 17 条第 1 号中「所要資金の 100 分の 75」とあるのは「所要資金の 100 分の 80」と、「所要資金の 100 分の 70」とあるのは「所要資金の 100 分の 80(ただし、特定有料老人ホームについては、所要資金の 100 分の 75)」と、第 17 条第 2 号中「所要資金の 100 分の 70」とあるのは「所要資金の 100 分の 80(ただし、第 4 条第 1 項の表のチ及びツに掲げる施設並びに在宅サービス事業については、所要資金の 100 分の 75)」とする。

第 8 条及び第 9 条 削除

(療養病床の転換等に係る整備事業に係る貸付けの特例)

第10条 平成19年度から令和5年度までの間において、第4条第1項の表の「貸付対象施設」の欄のサ中「有料老人ホームであって、厚生労働大臣の定める基準(平成17年厚生労働省告示第209号)第2号に該当するもの」とあるのは「有料老人ホームであって、厚生労働大臣の定める基準(平成17年厚生労働省告示第209号)第2号又は第3号に該当するもの」とし、厚生労働大臣の定める基準第3号に該当するものの貸付けの相手方は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- ア 社会福祉法人
- イ 日本赤十字社
- ウ 医療法人
- エ 一般社団法人又は一般財団法人

2 前項の期間において、病院又は診療所の療養病床の転換又は廃止に伴い整備される次に掲げる施設の整備事業のための貸付けに係る貸付金の限度額については、第17条の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。

(1) 所要資金の100分の90

(2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の100分の70(都市部整備事業に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額)

ア 老人デイサービスセンター(生活支援ハウスを整備するものに限る。)

イ 特別養護老人ホーム

ウ 軽費老人ホーム(ケアハウスに限る。)

エ 小規模多機能型居宅介護事業に係る施設

オ 認知症対応型老人共同生活援助事業に係る施設

カ 有料老人ホーム

3 第1項の期間において、病院又は診療所の療養病床の転換又は廃止に伴い整備される介護老人保健施設又は介護医療院の整備事業のための貸付けに係る貸付金の限度額については、第26条第1項の規定にかかわらず、所要資金の100分の90以内の額とする。

(療養病床転換支援資金の特例)

第11条 平成20年度から令和5年度までの間(以下この条において「転換期間」という。)において、病院又は診療所の療養病床の転換又は廃止(附則(平成15年10月1日施行)第10条第2項及び第3項に掲げる施設及び介護医療院を整備するものに限る。)に伴う経営の安定化を図るために必要なもので、機構が別に定めるもの(以下「療養病床転換支援資金」という。)に係る貸付金の使途については、第23条第1項第2号に次のように加え、第23条第2項の「経営安定化資金」とあるのは、「経営安定化資金若しくは療養病床転換支援資金」とする。

(才) 療養病床転換支援資金

2 前項の期間において、療養病床転換支援資金の貸付けに係る償還期間及び据置期間並びに貸付金の限度額については、第25条及び第26条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

償還期間	10年以内(特に必要と認められる場合は20年以内)
据置期間	1年以内
貸付金の限度額	所要資金の額又は4億8千万円(特に必要と認められる場合は7億2千万円)のいずれか低い額

(地域医療構想支援資金の特例)

第12条 平成28年度から令和7年度までの間において、病院及び診療所に対する地域医療構想の達成を支援するための長期運転資金(以下「地域医療構想支援資金」という。)に係る貸付金の使途については、第23条第1項第2号に次のように加え、第23条第2項の「経営安定化資金」とあるのは、「経営安定化資金若しくは地域医療構想支援資金」とする。

(才) 地域医療構想支援資金

- 2 前項の期間において、地域医療構想支援資金の貸付けに係る償還期間及び据置期間並びに貸付金の限度額については、第 25 条及び第 26 条第 1 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

償還期間	10 年以内
据置期間	4 年以内
貸付金の限度額	所要資金の額又は 5 億円（ただし、診療所については 3 億円）のいずれか低い額

（病院に対する貸付けの重点化）

- 第 13 条 病院に対する貸付けについては、この業務方法書に基づくもののほか、行政改革推進本部において決定（平成 18 年 12 月 24 日）した、『「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案』（平成 18 年 12 月 7 日厚生労働省）により策定することとされた融資の基本方針（ガイドライン）に基づき実施する。

（保育所等の整備事業に係る貸付けの特例）

- 第 14 条 平成 21 年度から令和 2 年度までの間において、児童福祉法に規定する保育所、放課後児童健全育成事業、小規模保育事業、認可外保育施設（認可を得る見込みがあるもの）、事業所内保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）に規定する幼保連携型認定こども園の整備事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第 7 条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとし、貸付金の限度額については、第 17 条の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。

（1） 所要資金の 100 分の 90

（2） 担保による貸付けについては、その担保評価額の 100 分の 70（都市部整備事業に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額）

（経営安定化資金の特例）

- 第 15 条 平成 25 年 5 月 16 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間において、長期運転資金のうちの経営安定化資金に係る償還期間及び貸付金の限度額については、第 25 条及び第 26 条第 1 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

償還期間	8 年以内
貸付金の限度額	所要資金の額又は 2 億 5 千万円のいずれか低い額

（働き方改革支援資金の特例）

- 第 16 条 令和元年度から令和 2 年度までの間において、病院及び診療所における医療従事者の働き方改革を支援するための長期運転資金（以下「働き方改革支援資金」という。）に係る貸付金の使途については、第 23 条第 1 項第 2 号に次のように加え、第 23 条第 2 項の「経営安定化資金」とあるのは、「経営安定化資金若しくは働き方改革支援資金」とする。

（才） 働き方改革支援資金

- 2 前項の期間において、働き方改革支援資金の貸付けに係る償還期間及び据置期間並びに貸付金の限度額については、第 25 条及び第 26 条第 1 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

償還期間	10 年以内
据置期間	4 年以内
貸付金の限度額	所要資金の額又は 5 億円（ただし、診療所については 3 億円）のいずれか低い額

（障害福祉サービス事業等に係る貸付けの特例）

- 第 17 条 平成 25 年 5 月 16 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間において、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成 17 年 10 月 5 日厚生労働省発社援第 1005003 号）により、障害福祉サービス事業及び障害者支援施設の整備事業のための貸付けに係る貸付金の限度額については、第 17 条の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。

（1） 所要資金の 100 分の 85

（2） 担保による貸付けについては、その担保評価額の 100 分の 70（都市部整備事業に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額）

第 18 条から第 21 条まで 削除

(地域の医療及び介護の総合的な確保に係る貸付けの特例)

第 22 条 平成 27 年 4 月 10 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間において、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成 26 年 9 月 12 日医政発 0912 第 5 号・老発 0912 第 1 号・保発 0912 第 2 号）等により、地域の医療及び介護の総合的な確保のための貸付け（社会福祉事業施設にあっては改築・改造・修理に係るものと除く）に係る貸付金の利率については、第 24 条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとし、貸付金の限度額については、第 17 条及び第 26 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

社会福祉事業施設	次のいずれか低い額とする。 (1) 所要資金の 100 分の 90 (2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の 100 分の 70（都市部整備事業に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額）
病院、診療所及び介護老人保健施設等	所要資金の 100 分の 90 以内（病床を削減する病院又は診療所に係る貸付けについては、所要資金の 100 分の 95 以内）

第 23 条 削除

(定期借地権利用による整備促進特別対策事業に係る貸付けの特例)

第 24 条 平成 22 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間において、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱（平成 24 年 7 月 17 日厚生労働省発老 071 第 2 号）又は地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成 26 年 9 月 12 日医政発 0912 第 5 号・老発 0912 第 1 号・保発 0912 第 2 号）等に規定する定期借地権利用による整備促進特別対策事業のための貸付けに係る貸付金の使途、償還期間及び据置期間、貸付対象、貸付金の限度額並びに利率については、第 6 条、第 16 条、第 22 条、第 23 条、第 26 条及び附則第 21 条中「土地取得資金」とあるのは「土地取得資金（定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）を含む。）」とする。

2 平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間において、前項の貸付け（都市部における整備に限る。）のうち土地取得資金（定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金に限る。）に係る貸付金の利率については、第 7 条及び第 24 条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとする。

第 25 条 削除

(東日本大震災に係る貸付けの特例)

第 26 条 当分の間、東日本大震災に係る災害復旧資金及び災害復興資金の貸付けについては、機構の理事長が別に定めるところにより、当該災害に係る特別の貸付けを行うことができる。

(平成 28 年熊本地震に係る貸付けの特例)

第 27 条 当分の間、平成 28 年熊本地震に係る災害復旧資金の貸付けについては、機構の理事長が別に定めるところにより、当該災害に係る特別の貸付けを行うことができる。

(平成 30 年 5 月 20 日から 7 月 10 日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る貸付けの特例)

第 28 条 当分の間、平成 30 年 5 月 20 日から 7 月 10 日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る災害復旧資金の貸付けについては、機構の理事長が別に定めるところにより、当該災害に係る特別の貸付けを行うことができる。

(平成 30 年 8 月 20 日から 9 月 5 日までの間の暴風雨及び豪雨による新潟県岩船郡粟島浦村等の区域に係る災害に係る貸付けの特例)

第 29 条 当分の間、平成 30 年 8 月 20 日から 9 月 5 日までの間の暴風雨及び豪雨による新潟県岩船郡粟島浦村等の区域に係る災害復旧資金の貸付けについては、機構の理事長が別に定めるところにより、当該災害に係る特別の貸付けを行うことができる。

(平成 30 年北海道胆振東部地震に係る貸付けの特例)

第30条 当分の間、平成30年北海道胆振東部地震に係る災害復旧資金の貸付けについては、機構の理事長が別に定めるところにより、当該災害に係る特別の貸付けを行うことができる。

附 則(平成16年4月1日厚生労働大臣認可)

第1条 この業務方法書の一部変更は、平成16年4月1日から施行する。

第2条 この業務方法書の一部変更の施行の際平成15年度以前を初年度とする補助対象事業に係る変更前の第13条及び第15条の規定は、なおその効力を有する。

第3条 この業務方法書の一部変更の施行の際機構が貸付けの申込みを受理しているものについては、変更前の第17条第2号、第23条第1項(1)ウ及び同項(2)ア(ア)並びに第26条第1項(1)の規定は、この業務方法書の一部変更の施行後も、なおその効力を有する。

第4条 労働福祉事業団が独立行政法人労働者健康福祉機構法(平成14年法律第171号)附則第10条の規定による廃止前の労働福祉事業団法(昭和32年法律第126号)第20条の規定により行った処分、手続その他の行為は、この業務方法書中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成17年4月1日厚生労働大臣認可)

第1条 この業務方法書の一部変更は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第47条の改正規定は平成17年10月1日から施行し、同日以降に貸付契約を行う貸付けから適用する。

第2条 この業務方法書の一部変更の施行の際平成16年度以前を初年度とする補助対象事業に係る変更前の第7条第2項、第14条、第16条第2項及び第17条の規定は、なおその効力を有する。

第3条 この業務方法書の一部変更の施行の際機構が貸付けの申込みを受理しているものについては、変更前の第4条第1項の表、第7条第2項(前条に該当するものを除く。)、第16条第2項(前条に該当するものを除く。)、第17条(前条に該当するものを除く。)、第23条第1項及び第26条第1項の規定は、この業務方法書の一部変更の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(平成17年9月1日厚生労働大臣認可)

この業務方法書の一部変更は、平成17年9月1日から施行し、第4条の改正規定は、平成17年6月29日から適用する。ただし、第22条、第37条及び第38条の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年2月3日厚生労働大臣認可)

この業務方法書の一部変更は、平成18年2月3日から施行する。

附 則(平成18年4月1日厚生労働大臣認可)

第1条 この業務方法書の一部変更は、平成18年4月1日から施行する。

第2条 この業務方法書の一部変更の施行の際平成17年度以前を初年度とする補助対象事業に係る変更前の第4条第1項の表、第6条第1項、第7条第2項、第16条第2項第1号、附則(平成15年10月1日施行)第5条及び別表9の規定は、なおその効力を有する。

第3条 この業務方法書の一部変更の施行の際機構が貸付けの申込みを受理しているものについては、変更前の第4条第1項の表(前条に該当するものを除く。)、第6条第1項(前条に該当するものを除く。)、第7条第2項(前条に該当するものを除く。)、第16条第2項第1号、第17条第1項、第23条第1項、附則(平成15年10月1日施行)第5条(前条に該当するものを除く。)及び別表9(前条に該当するものを除く。)の規定は、この業務方法書の一部変更の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(平成18年7月4日厚生労働大臣認可)

この業務方法書の一部変更は、平成18年7月4日から施行し、同日以降の借入申込に係る貸付けから適用する。

附 則(平成 18 年 10 月 1 日厚生労働大臣認可)

第1条 この業務方法書の一部変更は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

第2条 この業務方法書の一部変更の施行の際機構が貸付けの申込みを受理しているものについては、
変更前の第 4 条第 1 項の表、第 6 条第 1 項、第 9 条、第 22 条第 1 項の表、別表 1、別表 8 及び別表 9
の規定は、この業務方法書の一部変更の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日厚生労働大臣認可)

第1条 この業務方法書の一部変更は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、附則(平成 15 年 10 月 1 日施行)
第 6 条の改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

第2条 この業務方法書の一部変更の施行の際平成 18 年度以前を初年度とする補助対象事業に係る変更
前の第 4 条第 1 項の表、別表 1 及び別表 9 の規定は、なおその効力を有する。

第3条 この業務方法書の一部変更の施行の際機構が貸付けの申込みを受理しているものについては、
変更前の第 4 条第 1 項の表(前条に該当するものを除く。)、第 26 条及び別表 9(前条に該当するものを
除く。)の規定は、この業務方法書の一部変更の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(平成 19 年 7 月 26 日厚生労働大臣認可)

この業務方法書の一部変更は、平成 19 年 7 月 26 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日厚生労働大臣認可)

第1条 この業務方法書の一部変更は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

第2条 この業務方法書の一部変更の施行の際平成 19 年度以前を初年度とする補助対象事業に係る変更
前の第 9 条、第 10 条、附則(平成 15 年 10 月 1 日施行)第 5 条、第 6 条及び第 8 条、別表 1 並びに別表
9 の規定は、なおその効力を有する。

第3条 この業務方法書の一部変更の施行の際機構が貸付けの申込みを受理しているものについては、
変更前の第 22 条第 1 項、第 23 条第 1 項、第 26 条第 1 項、附則(平成 15 年 10 月 1 日施行)第 5 条(前
条に該当するものを除く。)、第 6 条(前条に該当するものを除く。)及び第 8 条(前条に該当するもの
を除く。)並びに別表 9(前条に該当するものを除く。)の規定は、この業務方法書の一部変更の施行後
も、なおその効力を有する。

附 則(平成 20 年 9 月 5 日厚生労働大臣認可)

この業務方法書の一部変更は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 1 日厚生労働大臣認可)

第1条 この業務方法書の一部変更は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

第2条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号)の施行の日から起算して 5 年を経過する日の前日までの間は、第 4 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の表の「貸付けの相手方」の欄、第 27 条第 1 号並びに附則(平成 15 年 10 月 1 日施行)第 10 条第 1 項、第 11 条及び第 12 条の表の「貸付けの相手方」の欄中「一般社団法人又は一般財団法人」とあるのは「一般社団法人若しくは一般財団法人又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。)第 42 条第 2 項に規定する特例民法法人」と、第 4 条第 1 項の表の「貸付けの相手方」の欄中「一般社団法人、一般財団法人及び」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人並びに整備法第 42 条第 2 項に規定する特例民法法人並びに」と、第 22 条第 1 項の表の「貸付けの相手方」の欄中「一般社団法人、一般財団法人」とあるのは「一般社団法人若しくは一般財団法人若しくは整備法第 42 条

第2項に規定する特例民法法人」と、第22条第2項第4号及び第5号中「一般社団法人」とあるのは「一般社団法人又は整備法第42条第1項に規定する特例社団法人」とする。

附 則(平成21年3月6日厚生労働大臣認可)

第1条 この業務方法書の一部変更は、平成21年4月1日から施行する。

第2条 この業務方法書の一部変更の施行の際平成20年度以前を初年度とする補助対象事業に係る変更前の第17条の規定は、なおその効力を有する。

第3条 この業務方法書の一部変更の施行の際機構が貸付けの申込みを受理しているものについては、変更前の第17条(前条に該当するものを除く。)の規定は、この業務方法書の一部変更の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(平成21年4月21日厚生労働大臣認可)

この業務方法書の一部変更は、平成21年4月21日から施行する。

附 則(平成21年6月1日厚生労働大臣認可)

この業務方法書の一部変更は、平成21年6月1日から施行する。ただし、附則(平成15年10月1日施行)第16条の規定による第23条第1項第2号の長期運転資金のうちの経営安定化資金に係る資金交付については、平成21年10月1日以降とする。

附 則(平成21年6月5日厚生労働大臣認可)

第1条 この業務方法書の一部変更は、平成21年6月5日から施行する。

第2条 整備法の施行の日から起算して5年を経過する日の前日までの間は、附則(平成15年10月1日施行)第17条の表の「貸付けの相手方」の欄及び第18条第1号中「一般社団法人又は一般財団法人」とあるのは、「一般社団法人若しくは一般財団法人又は整備法第42条第2項に規定する特例民法法人」とする。

附 則(平成21年6月16日厚生労働大臣認可)

この業務方法書の一部変更は、平成21年6月16日から施行する。

附 則(平成21年8月20日厚生労働大臣認可)

この業務方法書の一部変更は、平成21年8月20日から施行する。ただし、附則(平成15年10月1日施行)第22条の改正規定は、平成21年5月29日以降に貸付契約を行う貸付けから適用する。

附 則(平成21年10月8日厚生労働大臣認可)

第1条 この業務方法書の一部変更は、平成21年10月8日から施行する。

第2条 この業務方法書の一部変更の施行の際機構が貸付けの申込みを受理しているものについては、変更前の附則(平成15年10月1日施行)第16条の規定は、この業務方法書の一部変更の施行後も、なおその効力を有する。ただし、機構の理事長が別に定めた場合にあっては、改正後の附則(平成15年10月1日施行)第16条の規定を適用することができる。

附 則(平成22年1月1日厚生労働大臣認可)

第1条 この業務方法書の一部変更は、平成22年1月1日から施行する。

第2条 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年4月23日法律第30号)附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第4条の規定に基づく改正前の船員保険法(昭和14年法律第73号)による年金たる保険給付を受ける権利は、改正後の第44条第1項に規定する厚生年金保険法による年金たる保険給付を受ける権利とみなして、同条の規定を適用する。

附 則(平成 22 年 3 月 15 日厚生労働大臣認可)

第1条 この業務方法書の一部変更は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条の改正規定は平成 22 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に貸付契約を行う貸付けから適用する。

第2条 この業務方法書の一部変更の施行の際機構が貸付けの申込みを受理しているものについては、変更前の第 17 条の規定は、この業務方法書の一部変更の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(平成 22 年 3 月 29 日厚生労働大臣認可)

この業務方法書の一部変更は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 9 月 30 日厚生労働大臣認可)

この業務方法書の一部変更は、平成 22 年 9 月 30 日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 22 日厚生労働大臣認可)

この業務方法書の一部変更は、平成 22 年 12 月 22 日から施行する。ただし、附則(平成 15 年 10 月 1 日施行)第 25 条の改正規定は、平成 22 年 11 月 26 日から適用する。

附 則(平成 23 年 3 月 29 日厚生労働大臣認可)

第1条 この業務方法書の一部変更は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号並びに第 25 条の改正規定は平成 23 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に貸付契約を行う貸付けから適用する。

第2条 この業務方法書の一部変更の施行の際機構が貸付けの申込みを受理しているものについては、変更前の第 4 条、第 17 条、第 22 条及び別表 9 の規定は、この業務方法書の一部変更の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(平成 23 年 5 月 2 日厚生労働大臣認可)

この業務方法書の一部変更は、平成 23 年 5 月 2 日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 6 日厚生労働大臣認可)

この業務方法書の一部変更は、平成 23 年 12 月 1 日から施行し、同日以降の借入申込に係る貸付けから適用する。

附 則(平成 23 年 12 月 5 日厚生労働大臣認可)

この業務方法書の一部変更は、平成 23 年 12 月 5 日から施行する。ただし、附則(平成 15 年 10 月 1 日施行)第 26 条及び第 27 条の改正規定は、平成 23 年 11 月 21 日から適用する。

附 則(平成 24 年 4 月 6 日厚生労働大臣認可)

第1条 この業務方法書の一部変更は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。ただし、第 8 条、第 9 条及び第 12 条の改正規定は平成 24 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に貸付契約を行う貸付けから適用する。

第2条 この業務方法書の一部変更の施行の際機構が貸付けの申込みを受理しているものについては、変更前の第 4 条、附則(平成 15 年 10 月 1 日施行)第 9 条、第 12 条、第 15 条及び第 16 条の規定は、この業務方法書の一部変更の施行後も、なおその効力を有する。

第3条 「年金担保貸付の借入制限の実施について」(平成 23 年 7 月 22 日社援保発 0722 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知及び年総発 0722 第 1 号年金局総務課長通知)に規定する借入制限の施行日前に生活保護を廃止になった者は、この業務方法書の一部変更の施行後も、改正後の第 44 条第 1 項に規定する生活保護受給者等とはみなさない。

附 則(平成 25 年 3 月 8 日厚生労働大臣認可)

第1条 この業務方法書の一部変更は、平成 25 年 3 月 8 日から施行し、平成 25 年 2 月 26 日から適用する。ただし、第 4 条及び別表 2 の改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

第2条 平成 24 年度以前に、変更前の附則(平成 15 年 10 月 1 日施行)第 22 条第 1 項に掲げる介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領(平成 21 年 8 月 20 日老発 0820 第 5 号)等に基づく補助金等の交付決定がなされた事業に係る変更前の同条同項の規定は、同項に定める期間経過後もなおその効力を有する。

附 則(平成 25 年 5 月 16 日厚生労働大臣認可)

第1条 この業務方法書の一部変更は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。

第2条 この業務方法書の一部変更の施行の際機構が貸付けの申込みを受理しているものについては、変更前の第 8 条、第 9 条、第 17 条、附則(平成 15 年 10 月 1 日)第 27 条及び別表 1 の規定は、この業務方法書の一部変更の施行後も、なおその効力を有する。

第3条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号)の施行の日から起算して 5 年を経過する日の前までの間は、第 4 条第 1 項及び第 27 条第 2 項の表の「貸付けの相手方」の欄中「一般社団法人又は一般財団法人」とあるのは「一般社団法人若しくは一般財団法人又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 42 条第 2 項に規定する特例民法法人」とする。

附 則(平成 26 年 3 月 11 日厚生労働大臣認可)

第1条 この業務方法書の一部変更は、平成 26 年 3 月 11 日から施行し、平成 26 年 2 月 6 日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 20 条の改正規定 平成 26 年 2 月 1 日

(2) 第 56 条第 2 項の改正規定 改正協定が日本国において効力を生ずる日

第2条 第 56 条第 2 項の変更の施行の際施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、変更前の同項の規定は、同項の変更の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日厚生労働大臣認可)

第1条 この業務方法書の一部変更は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

第2条 この業務方法書の一部変更の施行の際機構が貸付けの申込みを受理しているものについては、変更前の附則(平成 15 年 10 月 1 日施行)第 8 条の規定は、この業務方法書の一部変更の施行後も、なおその効力を有する。

第3条 平成 26 年 3 月 31 日以前に、変更前の附則(平成 15 年 10 月 1 日施行)第 20 条に掲げる地域医療再生基金管理運営要領(平成 21 年 6 月 5 日医政発第 0605008 号)に基づく補助金等の交付決定がなされた事業に係る同条の規定は、この業務方法書の一部変更の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(平成 26 年 5 月 29 日厚生労働大臣認可)

この業務方法書の一部変更は、平成 26 年 5 月 29 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 26 年 9 月 26 日厚生労働大臣認可)

この業務方法書の一部変更は、平成 26 年 12 月 1 日から施行し、同日以降の借入申込に係る貸付けから適用する。

附 則(平成 27 年 2 月 24 日厚生労働大臣認可)

この業務方法書の一部変更は、平成 27 年 2 月 24 日から施行し、平成 27 年 2 月 3 日から適用する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日厚生労働大臣認可)

この業務方法書の一部変更は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 10 日厚生労働大臣認可)

第 1 条 この業務方法書の一部変更は、平成 27 年 4 月 10 日から施行する。ただし、第 26 条第 1 項第 1 号ただし書きの改正規定は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

第 2 条 この業務方法書の一部変更の施行の際機構が貸付けの申込みを受理しているものについては、変更前の第 4 条、第 23 条、第 24 条、第 26 条、附則（平成 15 年 10 月 1 日施行）第 7 条第 3 項、第 1 5 条、第 16 条、第 19 条、第 21 条及び第 24 条の規定は、この業務方法書の一部変更の施行後も、なおその効力を有する。

第 3 条 平成 27 年 3 月 31 日以前に、変更前の附則（平成 15 年 10 月 1 日施行）第 22 条に掲げる介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領（平成 21 年 8 月 20 日老発 0820 第 5 号）等に基づく補助金等の交付決定がなされた事業に係る同条の規定は、この業務方法書の一部変更の施行後もなおその効力を有する。

附 則(平成 28 年 3 月 30 日厚生労働大臣認可)

第 1 条 この業務方法書の一部変更は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 この業務方法書の一部変更の施行の際機構が貸付けの申込みを受理しているものについては、変更前の第 16 条及び第 25 条（長期運転資金に係るものに限る。）の規定は、この業務方法書の一部変更の施行後も、なおその効力を有する。

第 3 条 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）附則第 10 条に規定する存続中央会に対する第 4 条及び第 22 条の規定による変更後の規定の適用については、同条中「農業協同組合連合会」とあるのは、「農業協同組合連合会、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）附則第 10 条に規定する存続中央会」とする。

附 則(平成 28 年 5 月 27 日厚生労働大臣認可)

この業務方法書の一部変更は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 27 日厚生労働大臣認可)

第 1 条 この業務方法書の一部変更は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 この業務方法書の一部変更の施行の際機構が貸付けの申込を受理しているものについては、変更前の第 26 条第 2 項の規定は、この業務方法書の一部変更の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(平成 29 年 10 月 2 日厚生労働大臣認可)

この業務方法書の一部変更は、平成 29 年 10 月 2 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 28 日厚生労働大臣認可)

この業務方法書の一部変更は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 7 月 31 日厚生労働大臣認可)

この業務方法書の一部変更は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 10 月 16 日厚生労働大臣認可)

この業務方法書の一部変更は、平成 30 年 10 月 16 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 28 日厚生労働大臣認可)

第 1 条 この業務方法書の一部変更は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 この業務方法書の一部変更の施行の際機構が貸付けの申込みを受理しているものについては、変更前の第 10 条、第 17 条第 2 項、第 24 条第 2 項、第 26 条第 2 項、第 28 条、附則（平成 15 年 10 月 1 日施行）第 19 条、第 21 条、第 22 条第 2 項並びに第 23 条第 3 項及び同条第 4 項の規定は、この業務方法書の一部変更の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(令和元年 11 月 26 日厚生労働大臣認可)

この業務方法書の一部変更は、令和元年 11 月 26 日から施行する。ただし、第 14 条及び第 28 条の改正規定は、令和元年 8 月 13 日以降に貸付契約を行う貸付けから適用する。

別表 1

区分	施設及び事業の種類
1 身体障害者福祉法	身体障害者福祉センター 補装具製作施設 盲導犬訓練施設 点字出版施設
2 母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子福祉センター 母子・父子休養ホーム
3 児童福祉法	乳児家庭全戸訪問事業
4 老人福祉法	老人介護支援センター

別表 2

区分	施設及び事業の種類
1 生活保護法	救護施設(第 8 条に規定する貸付けに限る。)
2 児童福祉法	障害児入所施設 障害児通所支援事業 障害児相談支援事業 児童心理治療施設 児童自立生活援助事業 保育所 乳児院(第 8 条に規定する貸付け又は次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱(平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省発雇児第 0612001 号)により、家庭的養護のための貸付けに限る。) 母子生活支援施設(第 8 条に規定する貸付け又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)第 1 条第 2 項に規定する被害者の一時保護委託のための居室を整備するものに限る。) 児童養護施設(第 8 条に規定する貸付け又は次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱(平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省発雇児第 0612001 号)により、家庭的養護のための貸付けに限る。) 小規模住居型児童養育事業(次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱(平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省発雇児第 0612001 号)により、家庭的養護のための貸付けに限る。) 小規模保育事業 幼保連携型認定こども園 認可外保育施設(認可を得る見込みがあるもの)

	事業所内保育所
3 老人福祉法	養護老人ホーム
4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害福祉サービス事業 障害者支援施設 相談支援事業 移動支援事業 地域活動支援センター